規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	五九、三七八
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一三、八八四
規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	三五、二六四
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一六九、一七七
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	八五、八五七

○財務省、厚生労働省、環境省、農林水産省、経済産業省、告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十三条第二項第三号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量（平成十一年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
特定分別基準適合物	量（千キログラム）	特定分別基準適合物	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物	一一〇、三二四	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇六、六六七

規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	六〇、四二五
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一四、四七二
規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	三六、九〇一
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一六五、七六七
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	九五、五九三

○財務省、農林水産省、経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、平成二十年財務省、農林水産省、経済産業省告示第一号（株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補償料率の特例） **第四条の二**　対象債権が、特定資金の貸付けが行われる時において元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭	（補償料率の特例） **第四条の二**　対象債権が、特定資金の貸付けが行われる時において元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭

則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇一、六六八

則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇二、五一二